豪露原子力平和利用協力協定の概要

1. 協力の範囲 (第2条)

(1)基礎/応用研究、(2)科学、技術、産業の研究開発、(3)研究炉、発電炉、核燃料サイクル施設の開発、設計、建設、運転、廃止措置、(4)発電、海水の脱塩化、熱生産のための原子炉の利用、(5)放射性廃棄物及び使用済燃料の管理、(6)原子力安全、放射線防護、環境保護、(7)保障措置、核物質防護、(8)放射性同位元素、放射線利用、(9)ウラン資源の探査、開発、生産、処理、利用等、(10)原子力の平和利用のための規制、(11)その他両者が合意する分野

2. 協力の形態(第3条)

(1)科学技術情報の交換、(2)人員の訓練、(3)シンポジウム、セミナーの開催、(4) 共同プロジェクト、(5)共同プロジェクト履行のための二国間ワーキンググルー プの設置、(6)転換、濃縮を含む、核燃料サイクル役務の提供、(7)核燃料サイク ルに関連する貿易、商業上の協力、(8)設備、技術の移転、(9)その他両者が合意 する形態

3. 保障措置 (第8条)

オーストラリアにおいては、1974年の(7月10日に、NPTに基づき、オーストラリアと IAEA との間で締結された)保障措置協定が適用される。 ロシアにおいては、1985年の(2月21日に、ロシア(当時はソ連邦)と IAEA との間で締結されたボランタリーオファー)保障措置協定が適用される。

- 4. 協定の対象となる核物質に関する規制(第10条) 協定対象核物質の第三国移転、20%以上の濃縮、再処理、貯蔵には供給側当事 国の事前同意が必要。(ただし、協定対象核物質を、ロシアから、転換、20%未 満の濃縮、燃料製造、原子炉での使用の目的で、オーストラリアが核物質移転 の協定を締結している第三国へ移転する場合に関しては、事前同意は不要とさ れている。)また、協定対象の物質、設備、構成部分及び技術の第三国移転に関 しては、供給国の事前同意とともに、当該第三国から、平和利用、IAEA 保障 措置の適用、核物質防護措置の適用の保証を取り付けることが必要。
- 5. ロシアにおける協定対象核物質の処理、使用、貯蔵施設の限定(第 11 条)ロシアは、核兵器国として、IAEA との間でボランタリーオファー保障措置協定を締結しており、同協定に則って、IAEA に対し、保障措置対象の原子力施設のリスト(eligible facilities list)を提出しているが(注 1)、新協定の下では、オーストラリアが供給するウランについて、eligible facilities list に含まれている施設において、両者が協議で決定するプログラムの範囲内でのみ、処理、使用、あるいは貯蔵がなされるとされている。ただし、六フッ化ウランへの転換あるいは濃縮については、代替核物質を本協定の適用の下に置くなど、一定の条件の下で、eligible facility list に含まれていない施設での実施も認められている。オーストラリア外務省の FAQ によれば、これは、ロシアがオーストラリア国籍の劣化ウランの再濃縮を計画しているが、ロシアが IAEA の保障措置の適用下に置くとされているアンガルスクの濃縮施設では、技術的に劣化ウランの再濃縮が難しいためという説明がなされている。
- 6. 移転の停止、解除の権利、返還請求権(第11条)

IAEA との保障措置協定、本協定を遵守しない場合の核物質等の移転の停止、解除の権利を規定。(核実験の実施は移転の停止等の要件として含まれていない。)

また、是正措置がとられない場合の、協定対象の核物質等の返還請求権等を規定。

(注 1) ただし、IAEA の 2006 年の保障措置声明によれば、ロシアにおける保障措置活動は 核物質の輸出入に関する報告の評価に限定されており、原子力施設における保障措置 活動は行われていない。これは eligible facility list の中から、査察の対象となる施設 のリストが選択されていないためとされている。